

## 第3回 確認部会

### 【資料集】

資料1

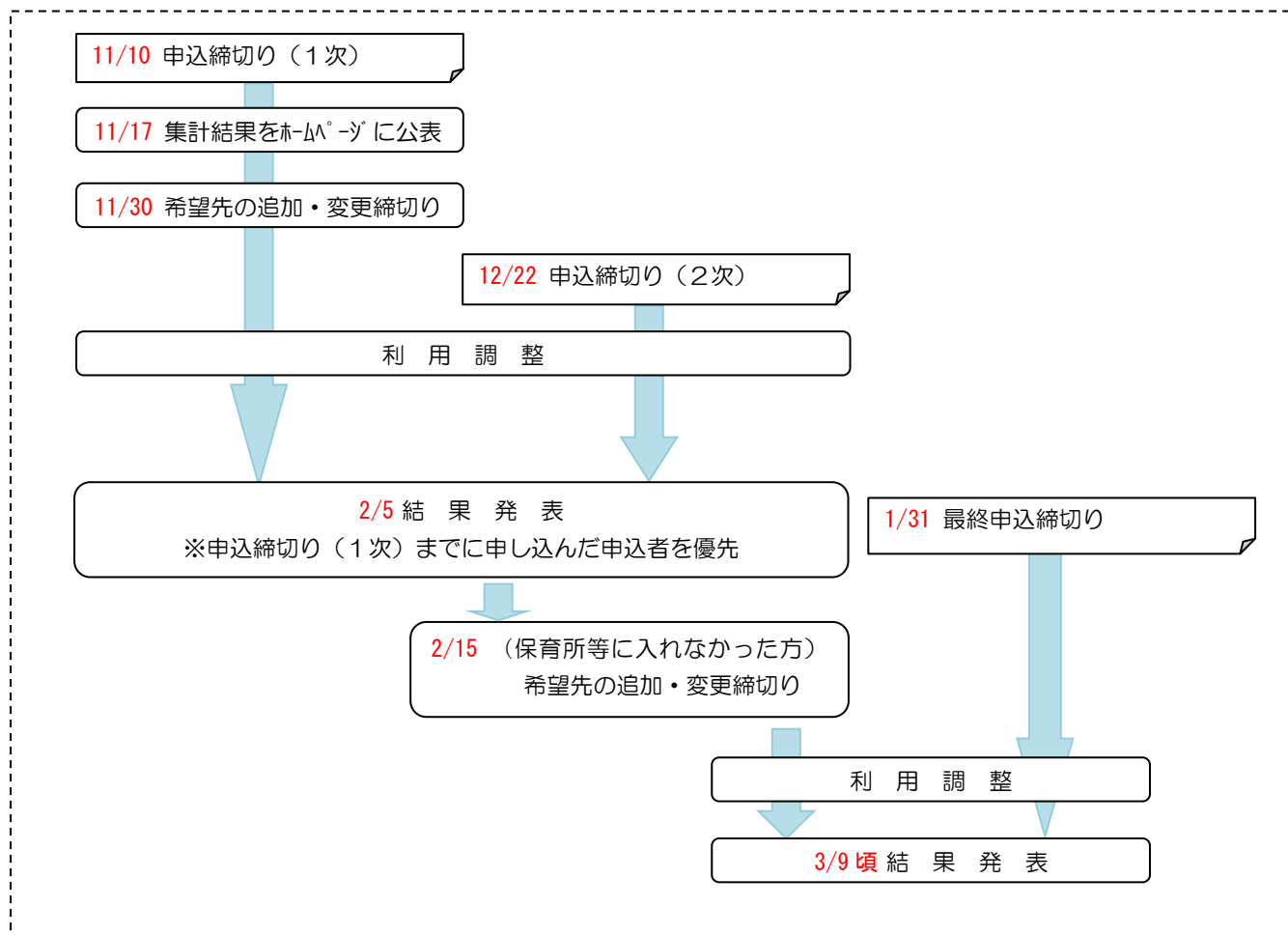
資料2

## 資料集 目次

【資料1】平成30年4月保育所等入所申込状況について	・・・	1
【資料2】教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）	・・・	2

## 報告（1）平成30年4月保育所等入所申込状況について

## 1. 入所申込から結果発表までの流れ（平成29年度実績）



## 2. 申込状況

（単位：人）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
平成29年4月		701	1,108	376	478	120	58	2,841
平成30年4月	1次	614	1,046	347	429	174	44	2,654
	2次	31	36	18	11	10	8	114
	最終	33	27	10	3	6	6	85
	合計	678	1,109	375	443	190	58	2,853
H30-H29		△23	1	△1	△35	70	0	12

## 議事（１）教育・保育施設及び地域型保育事業の確認（利用定員の設定）

### 1. 確認について

#### 1) 「確認」と確認部会

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所といった施設の区分に応じて、学校教育法や児童福祉法など法律の規定による認可を受けるだけでなく、子ども・子育て支援法の規定による確認を受けることにより、施設型給付費等が支給されることになる。

市は施設・事業者からの申請に基づき、利用定員を定め、施設型給付費等の対象となることを確認する。

利用定員の設定にあたっては、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

↓  
**確認部会**

（確認部会での意見聴取事項）

- 1 新たに整備・認可した教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）又は、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）の利用定員について
- 2 既存の幼稚園が、新制度に移行する際に設定する利用定員について
- 3 他市町村で認可を受けた地域型保育事業で本市の確認を受けていない地域型保育事業を本市の市民が利用する際に設定する利用定員について

#### 2) 認可と確認

教育・保育施設、地域型保育事業は、

- 1 学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと。
- 2 子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。

が求められる。

【主な運営基準】

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	○内容、手続きの説明・同意・契約 ○応諾義務（正当な理由のない提供拒否の禁止） ⋮
教育・保育の提供に伴う基準	○幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ○子供の心身の状況の把握 ⋮
管理・運営等に関する基準	○施設の目的、運営方針などの重要事項を定めた運営規程の策定 ○秘密保持、個人情報保護 ⋮

－ 認可（認定）主体と確認主体 －

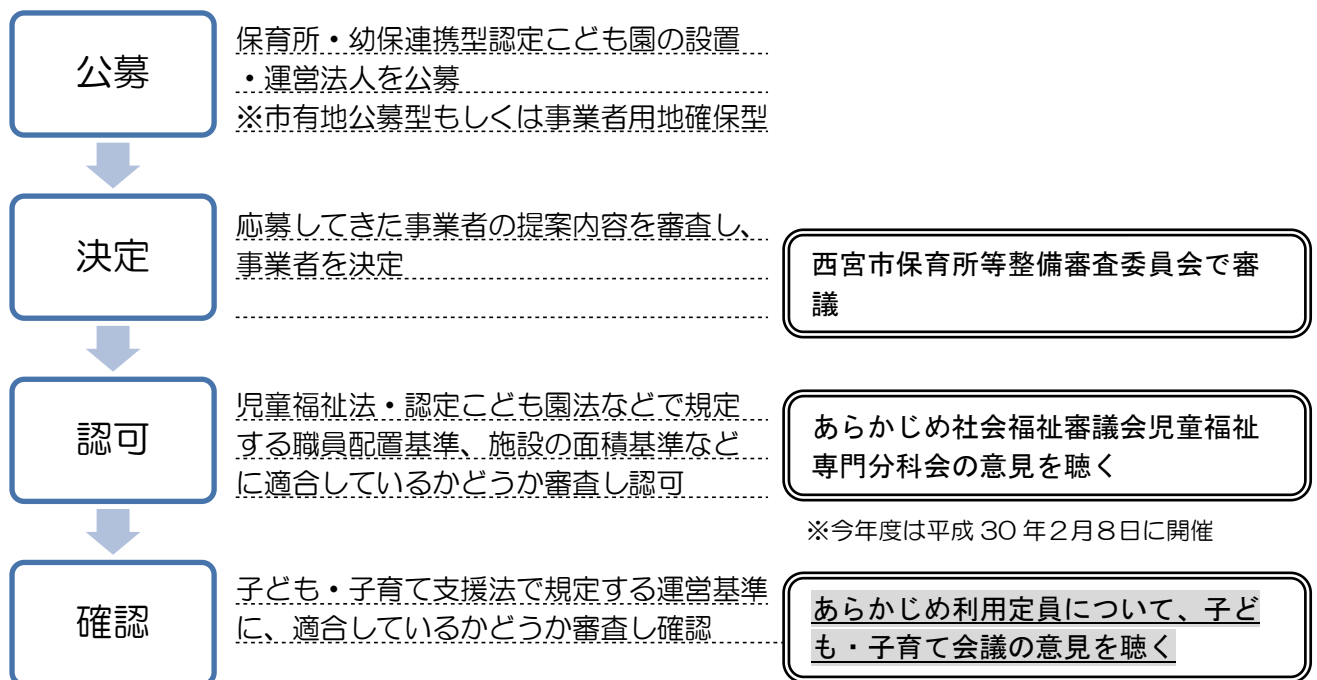
施設・事業			認可（認定）		確認	
			根拠法	認可（認定）主体	根拠法	確認主体
教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法	西宮市	子ども・子育て支援法	西宮市
		幼稚園型 保育所型 地方裁量型	認定こども園法 学校教育法 児童福祉法	兵庫県		
	幼稚園		学校教育法	兵庫県		
	保育所		児童福祉法	西宮市		
地域型保育事業	小規模保育事業		児童福祉法	西宮市		
	家庭的保育事業		児童福祉法			
	居宅訪問型保育事業		児童福祉法			
	事業所内保育事業		児童福祉法			

※幼保連携型：学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、認可を受けた施設

※幼稚園型、保育所型：既存の幼稚園、保育所としての認可を受け、認定こども園として必要な機能を有する施設として認定を受けた施設

※地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可された施設がない地域にて、認定こども園として必要な機能を果たす教育・保育施設

－ （例）民間保育所・幼保連携型認定こども園を新設する場合の流れ －



### 3) 確認の効力

#### 1 教育・保育施設に対する確認：確認の効力は全国に及び

本市の市民が他市町村の教育・保育施設を利用する場合、改めて本市で当該施設の確認を行う必要はない。

#### 2 地域型保育事業者に対する確認：確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び

本市の市民が他市町村の地域型保育事業を利用する場合、改めて本市で当該事業者の確認を行う必要がある。

例えば、本市の市民である利用者が、里帰り出産のためA市の実家に帰省し、産前・産後の間、子供がA市内の施設を利用する場合

\* 預け先が認定こども園、幼稚園、保育所を利用する場合

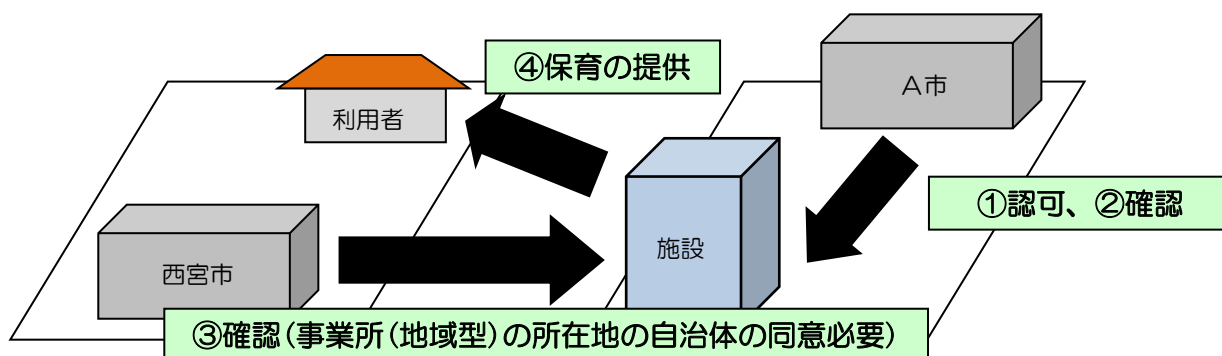
⇒ 定員に空きがあるなど、入所・入園要件が整えば、利用可能

\* 預け先が家庭的保育事業所、小規模保育事業所等を利用する場合

⇒ 定員に空きがあったとしても、事業者が西宮市の“確認”を受けなければ、利用できない。

※あらかじめ子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

(本市の市民が市外の地域型保育事業を利用する場合のイメージ)



#### 子ども・子育て支援法第43条第4項ただし書きに基づく同意を要しないことの同意書

地域型保育事業の確認の効力は確認をした市町村の区域内にのみ及び。

そのため、本市の子供が他市の地域型保育事業を利用する場合、本市で確認を行う必要がある。

ただし、地域型保育事業の所在する市町村から事前に同意を得ていれば、地域型保育事業の所在する市町村の確認をもって、本市の確認行為があったものとみなすことができる。

こうしたことから、兵庫県内の市町では、県内の地域型保育事業における同意を要しない同意書(協定)を結んでいる。

#### 4) 利用定員について

子ども・子育て支援新制度では、認可定員とは別に以下の条件に基づき、「利用定員」を定める必要がある。

1 利用定員は1号、2号、3号認定の区分ごとに定め、3号認定については0歳児と1、2歳児に区分して定める。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用可能な施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（幼稚園として利用）
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育所として利用）、地域型保育事業

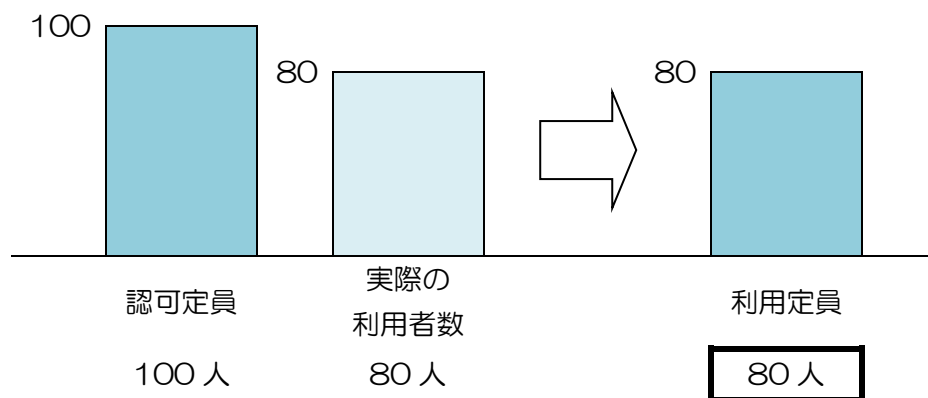
2 原則として、利用定員は認可定員を超えない範囲内で、利用状況を踏まえて設定する必要がある。

$$\text{利用定員} \leq \text{認可定員}$$

3 実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る場合  $\text{利用者数} < \text{認可定員}$

実際の利用者数および今後の見込みなどを勘案して利用定員を設定する。

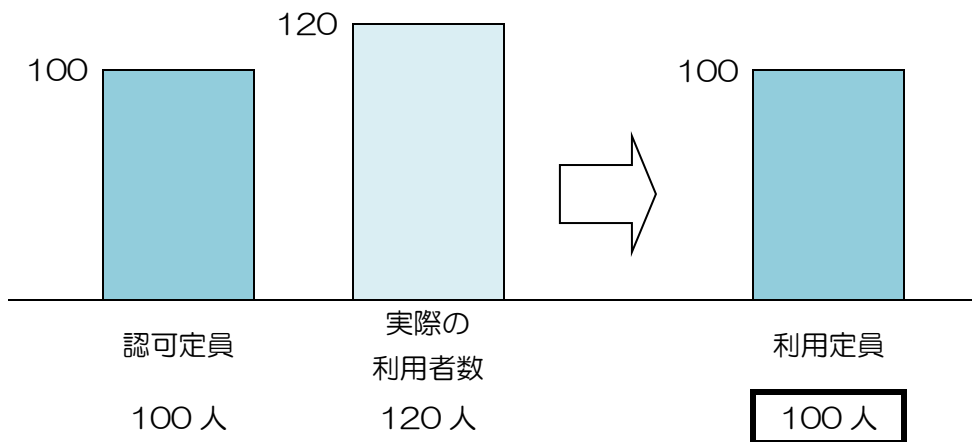
※認可定員を利用定員に合わせて減少させる必要はない。



4 実際の利用者数が認可定員を超える場合 利用者数 > 認可定員

**認可定員の範囲内で利用定員を設定する。**

- ① 実際の利用者数が利用定員を恒常的に上回っている場合、利用定員を適切に見直し、確認の変更を行う必要がある。
- ② 利用実態に応じた認可定員に変更することが必要である。
- ③ 「確認」した年度から起算して、連続する過去2年度間（2・3号認定は5年度間）、常に実際の利用者数が利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均利用率が120%以上の場合で、上記見直しが行われないときは給付費を減算する。





## 2. 利用定員の設定

### 1) 新たに利用定員を設定する施設等

(単位：人)

種別	名称		認可・認定定員 (入所児童数 H29.4.1)	利用定員				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1,2歳				
認定こども園	1	幼保連携型認定こども園 甲子園子ども学舎	177(146)	12	60	90	15	177	移行前：150人
	2	幼保連携型認定こども園 幸和園／南幸和園(分園)	200(191) 30(30)	15 0	50 30	120 0	15 0	200 30	移行前：210人 30人
	3	幼保連携型認定こども園 なぎさ保育園	85(83)	6	24	40	15	85	移行前：70人
	4	幼保連携型認定こども園 パドマ・ナーサリースクール	72(72)	3	21	36	12	72	移行前：60人
	5	幼保連携型認定こども園 みどり園保育所	105(112)	9	30	51	15	105	移行前：90人
	6	認定こども園 甲東幼稚園	100(124)	0	0	10	90	100	移行前：-
保育所	7	コベル保育園	75(-)	9	21	45	-	75	新設
	8	芦原むつみ保育所(公立)	150(-)	9	40	101	-	150	新設

- ※1～5は保育所から認定こども園  
 6は幼稚園から認定こども園  
 7は新設  
 8は公立保育所の統合による新設

## 2) 利用定員を変更（増減）する施設等

(単位：人)

種別	名称		認可定員 (入所児童数 H29.4.1)	利用定員（上段：変更前、下段：変更後）				備考	
				3号		2号	1号		合計
				0歳	1,2歳				
幼稚園	9	高須西幼稚園（公立）	70(33)	—	—	—	105	105	児童数の減少
				—	—	—	70	70	
	10	小松幼稚園（公立）	210(40)	—	—	—	105	105	児童数の減少
				—	—	—	70	70	
	11	名塩幼稚園（公立）	140(20)	—	—	—	105	105	児童数の減少
—				—	—	70	70		
12	鳴尾北幼稚園（公立）	140(11)	—	—	—	70	70	休園	
13	甲子園東幼稚園	160(127)	—	—	—	130	130	児童数の減少	
			—	—	—	120	120		
保育所	14	ゆめっこわかば保育園（分園）	60(0)	0	0	0	—	0	分園開設
				6	18	36	—	60	
	15	つぼみの子保育園	20(19)	3	14	7	—	24	乳児室・ほふく 室面積減少 による定員減
				2	6	12	—	20	
16	芦原保育所（公立）	90(120)	6	35	79	—	120	統合園開設に よる定員減	
			3	20	67	—	90		
17	むつみ保育所（公立）	90(113)	6	25	59	—	90	廃止	
			0	0	0	—	0		
小規模保 育事業所	18	くるみキッズルームこうしえん	12(17)	3	14	—	—	17	保育室面積減 少による定員 減
				3	9	—	—	12	
家庭的保 育事業所	19	虹の子保育ルーム	—(5)	1	4	—	—	5	廃止
				0	0	—	—	0	
	20	保育ルームにこここ	—(3)	1	3	—	—	4	廃止
				0	0	—	—	0	
21	保育ルームポニー	—(4)	0	5	—	—	5	廃止	
			0	0	—	—	0		
22	保育ルームKumama	—(5)	1	4	—	—	5	廃止	
			0	0	—	—	0		
事業所内保 育事業所	23	西宮わたなべ前浜保育所	12(7)	2	7	—	—	9	受け入れ体制 の充実による 定員増
				3	9	—	—	12	

※幼稚園の入所児童数はH29.5.1時点の人数

(参考1：各地域における定員の増減)

小ブロック	入所児童数 H29.4.1			入所保留数 H29.4.1			2・3号定員の増減
	0-2歳	3-5歳	合計	0-2歳	3-5歳	合計	
浜脇1 浜脇、西宮浜 香櫨園、用海	402	406	808	57	30	87	幸和園 25人減 ゆめっこわかば保育園 60人増 西宮わたなへ前浜保育所 3人増 計38人増
浜脇2 津門、今津 南甲子園	270	342	612	49	19	68	
鳴尾1 鳴尾、甲子園浜 鳴尾東	244	289	533	28	6	34	くろみキッズルームこうしえん 5人減
鳴尾2 高須、高須西	114	185	299	13	3	16	
上甲子園 上甲子園、春風 鳴尾北、小松	428	510	938	68	40	108	甲子園子ども学舎 12人増 コベル保育園 75人増 保育ルーム Kumama 5人減 計82人増
大社1 夙川、北夙川 苦楽園、甲陽園	257	257	514	68	53	121	
大社2 安井、大社、 神原	382	476	858	49	16	65	保育ルームにこここ 4人減 保育ルームポニー 5人減 計9人減
広田1 広田、上ヶ原 上ヶ原南	139	190	329	41	19	60	
広田2 平木、瓦木 深津	327	332	659	52	31	83	芦原むつみ保育所 150人増 芦原保育所 30人減 むつみ保育所 90人減 計30人増
甲東1 甲東、段上、 段上西	256	223	479	42	15	57	甲東幼稚園 10人増
甲東2 樋ノ口、高木 高木北、瓦林	383	413	796	48	16	64	つぼみの子保育園 4人減 虹の子保育ルーム 5人減 計9人減
山口 山口、北六甲台	82	148	230	15	16	31	
塩瀬 名塩、東山台 生瀬	98	108	206	15	11	26	
合計	3382	3879	7261	545	275	820	137人増

(参考2：新設及び定員増施設の位置図)

白抜き：平成30年4月新設及び利用定員の変更による2号・3号定員増  
 点線：平成30年度途中新設による定員増（開設前に改めて確認部会を開催予定）  
 ※各小学校区の数字は平成29年4月の入所保留児童数

